

資料 2

(議題①関係)

令和 2 年度沖縄県障害者施策推進協議会

最終案での修正箇所
(新旧対照表)

1	沖縄県障害福祉計画（第 6 期）・沖縄県障害児福祉計画 （第 2 期）（案）新旧対照表……………	1 ページ
---	---	-------

令和 3 年 3 月 19 日

沖縄県子ども生活福祉部
(障害福祉課)

※軽微な修正（誤字の修正やサービス見込量の微増減（市町村値の変動による））については新旧対照表への記載を省略しています。

沖縄県障害福祉計画（第6期）・沖縄県障害児福祉計画（第2期）（案） 新旧対照表													
最 終 案	計画案（パブリックコメント時点）												
<p>（修正箇所1-P2）</p> <p>[*] SDGs（持続可能な開発目標）とは</p> <p>SDGsとは、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられている2030年までの国際社会全体の目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境分野の課題の解決に向け、総合的に取り組むこととしています。</p> <p>SDGsの17のゴール</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td> <p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【目標2】 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> </td> </tr> </table>		<p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>		<p>【目標2】 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>		<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>		<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>		<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>		<p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>（修正箇所1-P2）</p> <p>（新設）</p>
	<p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>												
	<p>【目標2】 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>												
	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>												
	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>												
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>												
	<p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>												

	<p>【目標7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
	<p>【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
	<p>【目標10】 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>【目標12】 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
	<p>【目標13】 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
	<p>【目標14】 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
	<p>【目標15】 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>



【目標16】平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(修正箇所 2 - P19)

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、市町村における地域生活支援拠点等整備及びその総合調整を図るコーディネーター等の配置促進や居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制の整備について、他都道府県の好事例（優良事例）の紹介や現状及び課題等を把握共有する等、必要な支援を行います。

(修正箇所 2 - P19)

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、市町村における地域生活支援拠点または居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制の整備について、他都道府県の好事例（優良事例）の紹介や現状及び課題等を把握共有する等、必要な支援を行います。

(修正箇所 3 - P22)

- 沖縄県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う事業）を支援するとともに、市町村に対して、利用者のうち判断能力が低下し、成年後見制度への移行が望ましくなった方の同制度への移行を促進します。
- 市町村における成年後見制度利用促進計画の策定や、中核機関の設置など、高齢者福祉介護課と連携し、市町村の体制づくりを促進し、障害者の権利擁護の推進に取り組みます。

(修正箇所 3 - P21)

- 日常生活自立支援事業を必要とする方々の利用促進及び待機者の解消を図るため、沖縄県社会福祉協議会や関係機関と連携し、事業実施体制の充実強化を図ります。
- 市町村や地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度と一体となった、利用者の権利擁護を推進します。

(修正箇所 4 - P86) (社会福祉法改正を踏まえ記述を修正した上で転記)

6 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備
包括的な支援体制（福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」の解決に資する支援が包括的に提供される体制）の整備に向

(修正箇所 4 - P21)

また、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備について、市町村と連携を図りながら取り組みます。
※ 「我が事・丸ごと」とは

<p>け、市町村に対して、<u>地域福祉計画策定（改定）や、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた支援を行います。</u></p>	<p><u>地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制づくりの理念を指すもの。他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能、複合課題等を「丸ごと」受け止める場を地域の仕組みとして整備することを目指す。</u></p>
<p>(修正箇所 5 - P48)</p> <p>○ 沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、令和<u>2</u>年6月1日において、全国平均の<u>2.15%</u>を上回る<u>2.74%</u>（全国2位）となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.2%を大きく上回っています。</p>	<p>(修正箇所 5 - P47)</p> <p>○ 沖縄県の一般の民間企業における障害者雇用率は、令和<u>元</u>年6月1日において、全国平均の<u>2.11%</u>を上回る<u>2.66%</u>（全国2位）となっており、障害者雇用促進法に定める法定雇用率2.2%を大きく上回っています。</p>
<p>(修正箇所 6 - P51)</p> <p>○ 就職した障害者の中には、仕事の内容が個々の障害特性や障害の程度等に合わず、就労を長く続けることが難しい状況があります。障害者が安定して働き続けるためには、職場の理解等<u>職場環境改善</u>だけではなく、個々の障害特性や障害の程度等に合わせた仕事の内容などを見極めることも必要となってきます。</p> <p>障害者の最も適した「働く場」については、一般就労の場だけで考えるのではなく、福祉的就労の場も含めて検討する必要があることから、一般就労と福祉的就労に関する支援機関の連携を密にする体制を構築する必要があります。</p>	<p>(修正箇所 6 - P50)</p> <p>○ 就職した障害者の中には、仕事の内容が個々の障害特性や障害の程度等に合わず、就労を長く続けることが難しい状況があります。障害者が安定して働き続けるためには、職場の理解等<u>職場環境改善</u>だけではなく、個々の障害特性や障害の程度等に合わせた仕事の内容などを見極めることも必要となってきます。</p> <p>障害者の最も適した「働く場」については、一般就労の場だけで考えるのではなく、福祉的就労の場も含めて検討する必要があることから、一般就労と福祉的就労に関する支援機関の連携を密にする体制を構築する必要があります。</p>
<p>(修正箇所 7 - P85~86)</p> <p>2 障害者等に対する虐待の防止</p> <p>平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。</p> <p>県では、指定障害福祉サービス事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の早期発見、速やかな通報など虐待防止</p>	<p>(修正箇所 7 - P84~85)</p> <p>2 障害者等に対する虐待の防止</p> <p>平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。</p> <p>県では、指定障害福祉サービス事業所等の管理者及び従業者等を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、虐待の早期発見、速やかな通報など虐待防止</p>

<p>に関する意識の向上に努めると共に、指定障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止委員会の設置を図っていきます。</p> <p>また、関係機関（おきなわふくしオンブズマンなど）との連携に努めるとともに、障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置・運営し、市町村に対して情報の提供、助言その他必要な援助を行うなど市町村と連携し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。</p>	<p>に関する意識の向上に努めると共に、指定障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止委員会の設置を図っていきます。</p> <p>また、関係機関（おきなわふくしオンブズマンなど）との連携に努めるとともに、障害者虐待防止法に基づき、沖縄県障害者権利擁護センターを設置・運営し、市町村に対して情報の提供、助言その他必要な援助を行うなど市町村と連携し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。</p> <p><u>さらに、障害者等の権利擁護として、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成など、市町村や関係機関等と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図る取組を推進します。</u></p>
<p>(修正箇所 8 - P86)</p> <p>3 成年後見制度の利用促進</p> <p>県内市町村では、成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置が進んでいないことから、高齢者福祉介護課と連携し、関係機関による広域連携会議や関係職員向けの研修、市町村職員向け相談窓口の設置等をとおし、市町村の体制づくりを促進します。</p> <p>また、併せて、「成年後見制度利用支援事業」や「成年後見制度法人後見支援事業」の活用を促し、成年後見制度の利用促進、市民後見の活用も含めた法人後見の実施に向けた取組を支援します。</p>	<p>(修正箇所 8 - P86)</p> <p>(新設)</p>
<p>(修正箇所 9 - P86)</p> <p>6 施設における集団感染等の防止</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症が発生した障害者支援施設等においても、サービス提供が継続されるための支援に取り組みます。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症の感染防止や感染拡大の対策について、平時から障害者支援施設等や県関係部局、市町村等との情報共有を図り、感染症発生時においては、感染管理指導のための専門家派遣や衛生資材の提供等に取り組むための</u></p>	<p>(修正箇所 9 - P85)</p> <p>5 施設における集団感染等の防止</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、県内障害福祉施設等においても感染者が発生しており、感染症発生時においてもサービスを継続するための体制づくりを強化する必要があります。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症その他の感染症対策としては、今後も国等と連携し、地域の実情に応じて必要な対策を講じ、障害福祉施設等の取組を支援していきま</u></p>

<p><u>体制を整備します。</u> <u>その他、感染症の発生及びまん延の予防等に関する障害福祉施設等の取り組みについて、委員会の開催や指針の整備、研修実施等の支援を行います。</u></p>	<p><u>す。</u></p>
<p>(修正箇所10－P87) (8 その他必要な見込み量の確保のための方策の項目には適さないため項目を別立て)</p> <p><u>7 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備</u> <u>包括的な支援体制（福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」の解決に資する支援が包括的に提供される体制）の整備に向け、市町村に対して、地域福祉計画策定（改定）や、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた支援を行います。</u></p>	<p>(修正箇所10－P86)</p> <p><u>○ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</u> <u>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築や地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう市町村の取組を支援します。</u></p>